

# ファイル共有サービス利用規約

令和5年4月1日

株式会社トークネット

目次

第1章 総則.....	1
第1条 利用規約の適用.....	1
第2条 利用規約の変更.....	1
第3条 用語の定義.....	1
第2章 サービスの種別等.....	3
第4条 種別等.....	3
第3章 サービスの提供区間.....	4
第5条 サービスの提供区間.....	4
第4章 契約.....	5
第6条 利用契約の単位.....	5
第7条 利用契約申込みの方法.....	5
第8条 利用契約申込みの承諾.....	5
第9条 最低利用期間.....	5
第10条 譲渡の禁止.....	5
第11条 契約者の地位の承継.....	5
第12条 契約者の氏名等の変更.....	6
第13条 業務委託等.....	6
第14条 契約内容の変更.....	6
第15条 契約者が行う契約の解除.....	6
第16条 当社が行う契約の解除.....	6
第5章 付加機能.....	7
第17条 付加機能の提供.....	7
第18条 付加機能の廃止.....	7
第6章 サービスの利用.....	8
第19条 サービスの提供.....	8
第20条 端末類の準備.....	8
第21条 IDの取扱い.....	8
第22条 利用規約の遵守.....	8
第23条 その他の契約者の義務.....	8
第24条 データの取扱い.....	8
第25条 契約解除時のデータの取扱い.....	9
第7章 利用中止及び利用停止.....	10
第26条 利用中止.....	10
第27条 利用停止.....	10

第8章 利用の制限 .....	11
第28条 利用の制限 .....	11
第9章 料金等 .....	12
第29条 料金及び工事に関する費用 .....	12
第30条 料金の支払い義務 .....	12
第31条 料金の計算方法等 .....	12
第32条 割増金 .....	12
第33条 延滞利息 .....	13
第10章 保守 .....	14
第34条 契約者の切分責任 .....	14
第35条 修理又は復旧の順番 .....	14
第11章 損害賠償等 .....	15
第36条 損害賠償 .....	15
第37条 免責 .....	15
第38条 無保証 .....	15
第12章 雑則 .....	16
第39条 承諾の限界 .....	16
第40条 サービスの廃止 .....	16
第41条 法令に規定する事項 .....	16
第42条 個人情報の取扱い .....	16
第43条 閲覧 .....	16
別記 .....	17
1 ファイル共有サービスの提供区間 .....	17
2 新聞社等の基準 .....	17
料金表 .....	18
料金表通則 .....	19
第1表 料金 .....	21
第1 月額使用料 .....	21
1 適用 .....	21
2 料金額 .....	23
第2 付加機能使用料 .....	24
1 適用 .....	24
2 料金額 .....	24
附則 .....	25

## 第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社は、このファイル共有サービス利用規約(料金表を含みます。以下、「利用規約」といいます。)を定め、これによりファイル共有サービスを提供します。

2 この利用規約の他、当社が、ファイル共有サービス利用契約を申し込もうとするもの及び契約者へ別途提示するサービス詳細および諸規定等もこの利用規約の一部を構成するものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の利用規約によります。

(用語の定義)

第3条 この利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ファイル共有	主に特定の者の間において、電子ファイル(一般に、外部記憶装置等に保存される電磁的記録をいいます。)を共有すること
4 特定装置	ファイル共有サービスを提供するためにファイル共有サービス取扱所に設置し、計算及び情報の蓄積又は転送等をおこなう電気通信設備
5 ファイル共有サービス	特定装置及び特定装置に付随するコンピュータープログラム等を使用してファイル共有機能を提供する電気通信サービス
6 ファイル共有サーバー設備	中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置により構成される特定装置を論理的に分割したサーバー機能(電気通信設備であって、計算及び情報の保存等の機能を提供する電子計算機をいいます。)に、ファイル共有サービスを提供するためのコンピュータープログラムを搭載したもの
7 ファイル共有サーバーセンター設備	ファイル共有サービスを提供するために設置される電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属装置(ファイル共有サーバー設備を含みます。)をいいます。以下、同じとします。)
8 ファイル共有サービス取扱所	ファイル共有サービスに関する業務をおこなう当社の事業所
9 サービス接続点	ファイル共有サーバーセンター設備とコンピュータ通信網サービス契約約款に規定する取扱所交換設備との接続点
10 ファイル共有サービス利用契約	当社からファイル共有サービスの提供を受けるための契約
11 契約者	当社とファイル共有サービス利用契約を締結している者

ファイル共有サービス利用規約

12	プライマリグループ	ファイル共有サービスの利用に係る管理の単位
13	ID	英字、数字及び記号の組合せで表される識別符号
14	管理者ID	プライマリグループを管理するためのIDで、利用者IDを兼ねるもの
15	利用者ID	ファイル共有サービスを利用するためのID
16	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備
17	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 サービスの種別等

(種別等)

第4条 当社のファイル共有サービスは、料金表第1表(料金)に定める種別等があります。

### 第3章 サービスの提供区間

(サービスの提供区間)

第5条 当社は、ファイル共有サービスを、別記1に定める提供区間において提供します。

## 第4章 契約

(利用契約の単位)

第6条 当社は、プライマリグループごとに1のファイル共有サービス利用契約(以下、「利用契約」といいます。)を締結します。

(利用契約申込みの方法)

第7条 利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をファイル共有サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者の氏名、名称又は商号及び住所又は居所
- (2) 利用者ID数
- (3) 利用容量
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(利用契約申込みの承諾)

第8条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、ファイル共有サービスの提供に必要なファイル共有サーバー設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) ファイル共有サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (2) 利用契約の申込みをしたものが、当社の他の電気通信サービスの利用を停止されたことがある又は当社から電気通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき
- (3) 利用契約の申込みをしたものが、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき
- (4) その他ファイル共有サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、利用契約の申込みをしたものが当社の電気通信サービスの利用を停止されているときは、その利用契約の申込みを承諾しません。

(最低利用期間)

第9条 ファイル共有サービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、ファイル共有サービスの提供を開始した日から1ヶ月です。

3 契約者は前項の最低利用期間内に利用契約の解除があった場合は、当社が別に定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(譲渡の禁止)

第10条 契約者は、ファイル共有サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

(契約者の地位の承継)

第11条 契約者に相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったとき、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにファイル共有サービス取扱所に通知していただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。代表者を変更したときも同様とします。



3 当社は、前項の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、名称若しくは商号又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことをファイル共有サービス取扱所に通知していただきます。

(業務委託等)

第13条 当社は、提供するサービスの一部又はすべてを第三者(以下、「業務委託先」といいます。)に委託することができることとします。この場合、当社は業務委託先に対してこの利用規約が規定する条件を遵守させます。

2 契約者は、当社がファイル共有サービスを提供するにあたって、前項を了承し、契約者の情報を業務委託先に開示することを承諾するものとします。

(契約内容の変更)

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条(利用契約申込みの方法)第1号及び第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(利用契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱いません。

(契約者が行う契約の解除)

第15条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをファイル共有サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は、第26条(利用停止)の規定によりファイル共有サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第26条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、ファイル共有サービスの利用停止をおこなわずその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定める付加機能を提供します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ファイル共有サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき

### (付加機能の廃止)

第18条 当社は、次に掲げるいずれかの場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から廃止の申出があったとき
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表(料金)に規定する提供条件を満たさなくなったとき

## 第6章 サービスの利用

### (サービスの提供)

第19条 契約者は、ファイル共有サーバー設備へパソコンやタブレット(以下、「端末類」といいます。)のブラウザ(一般に、HTML等で記述されたファイルをHTTP通信等で取得し、端末類の画面に表示するソフトウェアをいいます。)から接続することにより、ファイル共有サービスを利用するものとします。

### (端末類の準備)

第20条 契約者は、前条の端末類及びブラウザを、契約者の責任及び負担において準備するものとします。

2 当社は、ファイル共有サービスを利用する際に動作を確認したブラウザの種類やバージョンを公表するものとします。

### (IDの取扱い)

第21条 契約者は、管理者IDおよび利用者IDが不正に利用されないよう、これらに係るパスワードとともに適切に管理するものとします。

2 当社は、管理者IDおよび利用者IDの不正利用により契約者および第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

### (利用規約の遵守)

第22条 契約者は、その契約に係る管理者IDおよび利用者IDによりファイル共有サービスを利用するもの(以下、「利用者等」といいます。)に、この利用規約を遵守させるものとします。

2 当社は、利用者等のすべての行為について、その利用者等に係る契約者の行為とみなします。

### (その他の契約者の義務)

第23条 契約者及び利用者等は、次のことを守るものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為しないこと
- (2) 第三者になりすましてファイル共有サービスを利用する行為をしないこと
- (3) 意図的に有害なコンピュータープログラムをファイル共有サーバー設備に送信又は保存しないこと
- (4) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (5) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (6) 法令、この利用規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (7) その他、前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為をおこなわないこと

### (データの取扱い)

第24条 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき、その他当社のファイル共有サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している記憶装置に係る情報を消去することがあります。

2 当社は、前項の情報の消去により、契約者又は第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

(契約解除時のデータの取扱い)

第25条 当社は、ファイル共有サービスの解除があったとき、契約解除の日から起算して30日以内に特定装置に格納された契約者のデータを削除します。

## 第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第26条 当社は、次の場合には、ファイル共有サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 第28条(利用の制限)の規定により、ファイル共有サービスの利用を中止するとき

2 前項に規定により、ファイル共有サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第27条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、当社が別に定める期間ファイル共有サービスの利用を停止することがあります。

- (1) ファイル共有サービスに係る契約の申込みにあたって、当社所定の契約申込書に事実を反する記載を行ったことが判明したとき
- (2) 契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 第23条(その他の契約者の義務)の規定に違反し、当社からそれら行為をやめるよう要求を受けたにもかかわらず、その違反行為をやめないとき
- (4) 前各号のほか、この利用規約に違反する行為であって、ファイル共有サービス及びその他電気通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

2 当社は、前項の規定によりファイル共有サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第8章 利用の制限

(利用の制限)

第28条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る通信(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま  
す。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

## 第9章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第29条 当社が提供するファイル共有サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(料金の支払い義務)

第30条 契約者は、利用契約に基づいて当社がファイル共有サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、利用契約の解除又は付加機能の廃止(以下、この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりファイル共有サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき

イ 利用停止があったとき

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ファイル共有サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、ファイル共有サービス又は付加機能を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合及び特定装置に付随するコンピュータープログラムの瑕疵による場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのファイル共有サービス又は付加機能についての月額料金
2 当社の故意又は重大な過失により、ファイル共有サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するファイル共有サービス又は付加機能についての月額料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(料金の計算方法等)

第31条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第32条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第33条 契約者は、料金又は割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。



## 第10章 保守

(契約者の切分責任)

第34条 契約者は、ファイル共有サービスを利用することができなくなったとき、自営電気通信設備及び端末類に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(修理又は復旧の順番)

第35条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第28条(利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する順番
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第11章 損害賠償等

### (損害賠償)

第36条 当社は、ファイル共有サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのファイル共有サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ファイル共有サービスが全く利用できない状態にあることを知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するファイル共有サービスに係る料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

4 前項までの規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によりファイル共有サービスの提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

### (免責)

第37条 当社は、利用により契約者又は第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。これは、以下の場合を含みます。

- (1) オペレーションシステム等ソフトウェアのバージョンアップやセキュリティパッチの適用等ソフトウェアの改変に伴い機能の改変及び削除等があった場合、並びに第20条(端末類の準備)第2項で当社が公表するブラウザの種類に変更があった場合
- (2) 当社が特定装置に付随するコンピュータープログラムの利用及び特定装置に付随するコンピュータープログラムを変更した場合
- (3) 契約者がファイル共有サーバー設備に格納したデータ(以下、「契約者データ」といいます。)が、ファイル共有サーバーセンター設備に深刻な影響を与える又は与える恐れがある等当社が独自に判断し、そのデータを改変又は削除した場合
- (4) 第38条(サービスの廃止)があった場合

### (無保証)

第38条 当社は、ファイル共有サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、確実性、有用性又は違法性を保証しないものとします。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等ファイル共有サービスに係る業務の遂行上支障があるときには、その請求を承諾しないことがあります。この場合、承諾しない理由をその請求をおこなった契約者へ通知します。

### (サービスの廃止)

第40条 当社は、ファイル共有サービスが継続できない等やむを得ない理由により、ファイル共有サービスの一部又は全部を廃止することがあります。(以下この条において、ファイル共有サービスの一部又は全部を「本サービス等」といいます。)

- 2 前項の規定による本サービス等の廃止があったときは、本サービス等に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービス等の廃止をおこなったことに伴い発生した契約者又は第三者の損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により本サービス等を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

### (法令に規定する事項)

第41条 当社又は契約者は、ファイル共有サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### (個人情報の取扱い)

第42条 当社は、ファイル共有サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示します。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

### (閲覧)

第43条 この利用規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 ファイル共有サービスの提供区間

ファイル共有サービスは、ファイル共有サーバーセンター設備とサービス接続点の間において提供します。

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく発表されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2. 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 目次

料金表通則.....	19
第1表 料金 .....	21
第1 月額使用料 .....	21
1 適用 .....	21
2 料金額 .....	23
第2 付加機能使用料.....	24
1 適用 .....	24
2 料金額 .....	24

## 料金表通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下、「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割り計算します。
  - (1) 暦月の初日以外の日ファイル共有サービス又は付加機能の提供の開始があったとき
  - (2) 暦月の初日以外の日ファイル共有サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき
  - (3) 暦月の初日にファイル共有サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にその提供の解除又は付加機能の廃止があったとき
  - (4) 暦月の初日以外の日月額料金の額の改定があったとき  
この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します
  - (5) 暦月の初日以外の日契約内容の変更等により月額料金の額の増加又は減少したとき  
この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します
  - (6) 第30条(料金の支払い義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき
- 3 2の規定による月額料金の日割りは、暦日数によりおこないます。
- 4 第36条(損害賠償)第1項から第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、2の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別な事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 10 第30条(料金の支払い義務)の規定その他この利用規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額とします。)を併記します。

(注) 当社は、税込額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 11 10の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの利用規約に定める税込額が異なる場合があります。
- 12 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は、変動後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表第1表(料金)及び第30条(料金の支払い義務)の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係するファイル共有サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金  
第1 月額使用料  
1 適用

区分	内容									
(1) ファイル共有サービスの種別等の種別等	ア ファイル共有サービスを提供するにあたり、次のとおりサービスの種別を定めます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタンダードプラン</td> <td>ライトプラン以外のもの</td> </tr> <tr> <td>ライトプラン</td> <td>利用できるIDの上限が4IDのもの</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	スタンダードプラン	ライトプラン以外のもの	ライトプラン	利用できるIDの上限が4IDのもの			
	種別	内容								
	スタンダードプラン	ライトプラン以外のもの								
	ライトプラン	利用できるIDの上限が4IDのもの								
	備考 1 ライトプランは、当社のトークネット光サービスの契約者に限り提供します。									
イ ファイル共有サービスには、以下のタイプがあります。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常タイプ</td> <td>トライアルタイプ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>トライアルタイプ</td> <td>2週間の期間限定で、試用のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	通常タイプ	トライアルタイプ以外のもの	トライアルタイプ	2週間の期間限定で、試用のために提供するもの				
タイプ	内容									
通常タイプ	トライアルタイプ以外のもの									
トライアルタイプ	2週間の期間限定で、試用のために提供するもの									
備考 1 契約者は、タイプの変更をおこなうことはできません。										
(2) ファイル共有サービスの使用料の適用	ファイル共有サービスに係る使用料は2(料金額)に定める基本額と(3)欄に基づき算定した加算額の合計とします。この場合、ファイル共有サーバー設備において基本額で利用できるID数又は記憶容量は以下のとおりです。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ID</th> <th>記憶容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタンダードプラン</td> <td>5ID</td> <td>10ギガバイト</td> </tr> <tr> <td>ライトプラン</td> <td>2ID</td> <td>10ギガバイト</td> </tr> </tbody> </table>	種別	ID	記憶容量	スタンダードプラン	5ID	10ギガバイト	ライトプラン	2ID	10ギガバイト
	種別	ID	記憶容量							
	スタンダードプラン	5ID	10ギガバイト							
ライトプラン	2ID	10ギガバイト								
(3) 加算額の適用	<p>ファイル共有サービス(通常タイプのものに限ります。)に係る加算額は、次のとおり適用します。</p> <p>ア ID 基本額で利用できるID数を超え、1IDごとに2(料金額)の(2)加算額に定める料金額を加算した額とします。</p> <p>イ 記憶容量 基本額で利用できる記憶容量を超え、10ギガバイトごとに2(料金額)の(2)加算額に定める料金額を加算した額とします。</p>									
(4) 最低利用期間内に利用契約の解除があった場合の料金の適用	ア ファイル共有サービス(通常タイプのものに限ります。)には、最低利用期間があります。									
	イ 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除があった場合には、第									



ファイル共有サービス利用規約

	30条(料金の支払い義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(基本額とします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。
(5) トライアルタイプに係る月額使用料の減免	第30条(料金の支払い義務)の規定にかかわらず、トライアルタイプに係る月額使用料は、支払いを要しません。

2 料金額

(1) 基本額

月額

種別	タイプ	料金額 (税込額)	
		通常タイプ	トライアルタイプ
スタンダードプラン		3,500円 (3,850円)	
ライトプラン		1,000円 (1,100円)	—

(2) 加算額

月額

種類	単位	料金額 (税込額)
ID	1IDごとに	300円 (330円)
記憶容量	10ギガバイトごとに	2,000円 (2,200円)

第2 付加機能使用料

1 適用

区分	内容
(1) 付加機能使用料の適用	当社は、以降に掲げる各付加機能について、契約者(通常タイプに限ります。)から請求があった場合にその付加機能を提供し、料金額を適用するものとします。
(2) 閉域網接続機能	<p>ア この機能は、契約者が「高速イーサネット網サービス契約約款」又は「おトクオフィス・ワンサービス契約約款」若しくは「Think VPNサービス契約約款」に規定する契約者回線群にファイル共有サーバーセンター設備を接続し、その契約者回線群に係る第1種アクセス回線又は契約者回線に接続する自営端末設備からファイル共有サービスが利用できる機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、契約者が「高速イーサネット網サービス契約約款」に規定する第1種契約者又は「おトクオフィス・ワンサービス契約約款」に規定する契約者若しくは「Think VPNサービス契約約款」に規定する契約者である場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、この機能をファイル共有サーバーセンター設備と「高速イーサネット網サービス契約約款」又は「おトクオフィス・ワンサービス契約約款」若しくは「Think VPNサービス契約約款」に規定される特定サービス接続機能との接続点において提供します。</p>

2 料金額

種類	月額	
	料金額	(税込額)
閉域網接続機能	3,000円	(3,300円)

附 則

(実施期日)

- 1 この利用規約は、平成28年3月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているファイル共有サービスは、この改正規定実施の日にスタンダードプランに移行したものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。